

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第10号

京都市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

京都市公衆浴場法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(塩素消毒の基準)

第9条 条例第5条第3号ウ及びカの規定による塩素消毒は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 浴槽湯水の遊離残留塩素濃度を1リットルにつきおおむね0.4ミリグラムに保つとともに、やむを得ず一時的にこれを保つことができない場合にあつては、1リットルにつき1ミリグラムを超えないようにすること。

(2) 浴槽湯水のモノクロラミン濃度を1リットルにつきおおむね3ミリグラムに保つこと。

第10条第1項第1号の表以外の部分中「過マンガン酸カリウム消費量」を「全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量）」に改め、同号の表過マンガン酸カリウム消費量の項を次のように改める。

全有機炭素の量（全有機炭素の量が測定し難い場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量）	全有機炭素計測定法（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、滴定法）	1リットルにつき8ミリグラム以下であること（過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。）。)
---	--	--

第10条第1項第2号の表以外の部分中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、「全有機炭素の量」の右に「（全有機炭素の量が測定し難い場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量）」を加え、同号の表水素イオン濃度の項中「水素イオン濃度」を「pH値」に改め、同表全有機炭素の量の項を次のように改める。

全有機炭素の量(全有機炭素の量が測定し難い場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素計測定法(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、滴定法)	1リットルにつき3ミリグラム以下であること(過マンガン酸カリウム消費量を測定する場合にあつては、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。)
---	--	--

第1号様式注以外の部分，第2号様式注以外の部分，第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は，令和2年5月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)